


所管部課	子ども生活部・保育課	部長	榎本 豊	
件名	東大和市保育料徴収規則の一部を改正する規則について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	子ども・子育て支援法施行細則		
	部課機関			
1 要旨				
<p>(1) 「婚姻暦のないひとり親世帯」の保育料については、既に本規則を改正し、寡婦(夫)控除をみなし適用しているが、今回、定義を地方税法の規定に習い、より明確化して規定するものである。</p> <p>(2) また、「東大和市保育の利用に関する規則」で傷病による長期休園を認める期間について、最高60日であったものを「やむを得ない事情がある場合は市長が別に定める」とした。 →これに伴い、こちらの「保育料徴収規則」においても、保育料の免除規定を「60日休園する場合」とあるのを「60日以上休園する場合」とし、併せて標記を整理する。</p> <p>(3) 主な改正内容</p> <p>①保育料に寡婦(夫)控除をみなし適用する場合の「婚姻暦のないひとり親世帯」の根拠規定を地方税法第292条第1項11号及び12号で定める寡婦(夫)の定義を準用し、明確化する。</p> <p>②保育料の免除規定を「60日休園する場合」とあるのを「60日以上休園する場合」と改め、併せて標記を整理する。</p> <p>ア 児童が疾病又は負傷により休園する場合、下記のとおり保育料を免除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 30日以上60日未満休園する場合、事由発生日の翌月分の保育料 →変更なし ・ 60日以上休園する場合、事由発生日の翌月及び翌々月の保育料 →「以上」を追加 <p>イ 免除期間に変更なし。</p> <p>(4) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(5) 影響及び効果</p> <p>①保育料に関する寡婦(夫)のみなし適用は、地方税法の規定に習い、定義をより明確化した。</p> <p>②保育料の免除期間は、変更がないため影響はない。</p>				
2 経過 (現時点に至るまでの経過)				
(1) 文書課において審査済み				
3 留意事項 (問題点等)				
(1) 特になし				
4 主管部処理案 (検討結果等)				
(1) 庁議での審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。				
5 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。